

越前町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福井県 丹生郡 越前町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	別紙1参照	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	25.80(人/ha) 内訳は別紙1参照	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	4処理区(別紙1参照)		
処 理 場 数	1施設(別紙1参照)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集落排水区域であった上戸地区を平成26年度に、宮崎東部地区を平成27年度に、それぞれ公共関連の特環公共として公共下水道の朝日処理区との統廃合を実施した。 今後は、同様に集落排水区域の糸生地区の4処理区、宮崎地区の2処理区について公共下水道との統廃合を予定しているが、統合時期については平成29年度以降に検討を行い決定する。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道料金は他の下水道事業と同じ料金体系としている。なお、平成26年4月に料金を改定した。(以下、税抜) ・基本料金(使用料10m3以下の分) 1,300円 超過料金(1m3につき) 10m3を超え30m3までの分 130円, 30m3を超え50m3までの分 140円 50m3を超え100m3までの分 150円, 100m3を超える分 165円						
業務用使用料体系の概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の概要・考え方	同上						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,800	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,054	円
	平成26年度	2,800	円		平成26年度	2,789	円
	平成25年度	2,570	円		平成25年度	2,834	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	0名
事 業 運 営 組 織	上下水道課において、上水道事業、公共下水道事業等とともに運営を行っている。 職員は公共下水道事業等と兼任しており、特定環境保全公共下水道事業の専従職員は配置していない。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、故障発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙2「経営比較分析表」参照

施設の整備はほぼ終了しており、維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率良い事業運営を考えていく必要がある。
 今後は、長期的視野に基づき、計画的に料金改定等の施策を実行していく必要がある。

2. 経営の基本方針

本町の特定環境保全公共下水道事業は、合併前の旧宮崎村における宮崎処理区が平成元年度に供用開始したのを始まりとし、その後、公共・織田処理区における都市計画区域外の地域(萩野・山中)を対象に公共関連特環2処理区の整備を行った。 また、農業集落排水事業で整備した上戸地区、および宮崎東部地区を対象に、公共・朝日処理区の関連特環として統廃合を行った。 本町の特定環境保全公共下水道施設は、整備から既に20年以上が経過している施設が大半となっており、今後は、維持管理面において老朽化する施設のストックマネジメント計画の検討・実施が必要な時期を迎えている。それらを実施するためには、今後も財政的に多額の支出が必要となるが見込まれる。 一方、財政面においては、有収水量が横ばい状態にあり、従来からの人口減少により将来的にも増加は見込めず、料金収入の増収が期待できないため、今後、事業を継続するための財源確保は厳しい状況にある。 このような状況から、本事業の将来像や運営方針を明確化し、適切な施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要がある。 具体的には、以下の取り組みを中心に施策を推進することとする。 1. 計画的な施設改築の検討 宮崎浄化センターの建設年度が古く、施設更新時期にきているため、当該処理区のストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築計画を推進しつつ、年度別改築事業費の平準化につとめる。 2. 水洗化の促進 特環公共下水道事業に関するPR活動(広報誌への掲載、マスコミを利用した広報活動)、直接的な加入促進への活動を引き続き実施する。 3. 効率的な事業の執行 業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、歳出額の削減につとめる。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙3のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・統廃合計画 集落排水処理施設との統廃合計画については、資産状況の把握をしつつ、まず平成29年度に糸生地区の集落排水施設の統廃合時期の検討を行い、今後の方針を決定することとした。宮崎地区の集落排水施設についても順次検討時期を定めることとした。 ・改修計画 宮崎処理区のストックマネジメント計画をH29年度中に策定する。宮崎浄化センターの機械・電気設備について、現地調査および健全度判定結果から設定した更新計画に基づいて、設備の更新工事を行うこととし、ストックマネジメント計画策定後に見直しを行う。 ・下水道台帳システムのデータ整備 地震等の災害時において、被災状況等を調査するための情報収集活動を円滑化すること等を目的に、下水道管路台帳のデータベース化を図り、施設の位置、構造等を速やかに把握するためのシステム構築を目指すものとした。 ・その他 新設公共ます設置に関する負担金収入を1件/年計上した。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

・料金収入 他の下水道料金と同じ料金体系を維持し、現在の統一下水道使用料金での収入を見込む。 ・将来人口、世帯数 行政人口は「越前町人口ビジョン、平成27年10月」(国立社会保障・人口問題研究所の推計値に準拠)を参考とした。特定環境保全公共下水道地域の人口は、町全体に占める処理区ごとの人口比率を将来予測式により推計し、これに将来行政人口を乗じて按分した。調定件数の基となる世帯数は、一般住宅を対象に、将来処理区別人口を予測式で推計した世帯当たり人員で除して求めた。世帯数は一部の処理区で微増傾向にある以外は微減の傾向である。 ・水洗化率 水洗化率の推定は、過去5年間の推移から予測式を用いて算出したが、どの処理区もほぼ横ばいである。なお、別紙1のとおり、平成27年度末現在でほとんどの処理区で水洗化率が90%を上回っている。 ・起債 公債については、施設整備事業、補助対象事業を対象として、財政当局とも連携して必要額を計上する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用 今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で、委託可能な業務を積極的に採用することとするが、今回の計画では考慮しない。 ・職員報酬 平成27年度の決算額をベースとし、現状維持とした。 ・その他の営業費用 統合した集落排水処理施設の汚水により処理水量が増加しているため増加が見込まれるが、平成27年度決算額をベースとして今後10年間で約2%の経費削減を目標とする。(各費目については以下のとおり) ・需用費、動力費、役務費 平成27年度の決算額をベースとし、今後10年間で約5%の経費削減を目標とした。今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で都度見直しを行う。 ・修繕費 維持・運営に必要な経費であるため、現状維持とした。今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で見直しを行う。 ・委託費 平成27年度の決算額をベースとし、現状維持とする。今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で都度見直しを行う。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果について検討する。 特に、糸生地区の集落排水処理施設4箇所を、公共関連の特環下水として統廃合を行う時期については、浄化センターの現有能力を踏まえて、適切な計画策定を進める。また、宮崎地区農業集落排水施設についても、織田地区公共下水道との統廃合を視野に順次検討を進める。
投資の平準化に関する事項	老朽化の進んでいる宮崎浄化センターの施設の修繕について、今後10年間に適切な維持管理計画(ストックマネジメント計画)に基づき、処理施設の延命化を行い、併せて修繕費の削減・平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特定環境保全公共下水道事業についても包括的民間委託等を検討する。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料体系は従来どおり、他の下水道事業と同一の料金料金体系とする。料金の見直しについては今後の建設改良投資の動向及び下水道事業を長期的、継続的に運営する必要性を踏まえて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	積極的に民間委託を行い、経費の節減を行う。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	設備の更新時期に合わせ、高効率型機器への更新など、経費削減について検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	今後、処理施設、ポンプ場施設の更新・補修等が増大することから、計画的な修繕工事を実施できるよう多様な財源の確保に努める。
委託費に関する事項	宮崎浄化センターについては集落排水処理施設と同じ業者に維持管理業務を委託しており、業務内容について詳細を検討した上で、経費の削減、効率化に努める。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ、改善に取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	ストックマネジメント計画策定後に見直しを行い、その後は、毎年度、実績と比較し、また、概ね5年ごとに見直しを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行う。
---------------------	---

別紙1 越前町特定環境保全公共下水道事業の概要(平成27年度末現在)

地区名	処理施設名	処理区域名	事業着手	供用開始	供用開始後 年数(年)	処理面積 (ha)	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	処理区域内 人口密度 (人/ha)	水洗化率 (%)
宮崎	宮崎浄化センター	小曾原、江波の一部、 広野、蚊谷寺	S59	H1. 4. 1	27	60. 0	1, 796	1, 755	29. 93	97. 7
織田(萩野)	(織田浄化センターへ流入)	細野、岩倉、桜谷、山 田、赤井谷、丸山、萩 野、西ヶ丘、織田の一 部	H1. 4	H6. 10. 25	22	46. 0	974	892	21. 17	91. 6
織田(山中)	(織田浄化センターへ流入)	四ッ杉、下山中、上山 中	H1. 4	H6. 10. 25	22	15. 0	328	223	21. 87	68. 0
上戸	(朝日浄化センターへ流入)	上戸	H2. 4	H6. 4. 1	22	4. 0	105	103	26. 25	98. 1
宮崎東部	(朝日浄化センターへ流入)	八田、陶の谷、円満、 上野、野、宇須尾、大 谷、蟬口、寺	S56	H3. 4. 1	25	29. 0	770	749	26. 55	97. 3
計						154. 00	3, 973	3, 722	25. 80	93. 7

経営比較分析表

福井県 越前町

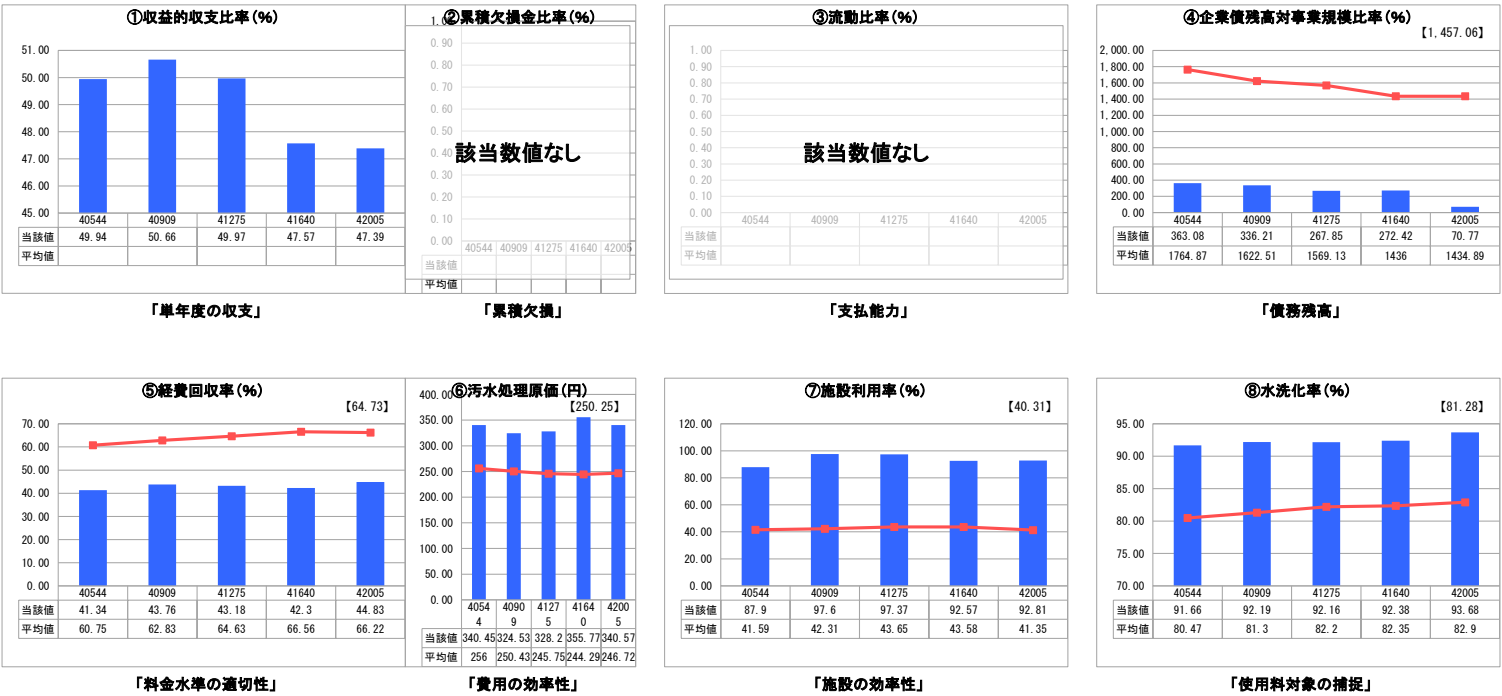
業務名	業種名	事業区分	類似団体区分
法非適用	下水道事業	法外	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	事業区分	有収率(%)
-	該当数値なし	###	80.25
		###	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
		###	2,800

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,649	153.15	147.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,973	1.48	2,684.46

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が100%未満であるのは、地方債元償還金の財源の6割近くを一般会計繰入金に依存していることが要因である。施設の整備はほぼ終了しており、水洗化率も約94%に達している中で、自主財源を確保するためには、料金改定が必要になる。このことは、⑤経費回収率が低いこと並びに⑥汚水処理原価が高いことへの対策と連動するが、平成26年度に水道料金と併せて料金改定を実施しており、今後は、県内自治体水準と比較しながら、更なる検討が必要になる。

⑦施設利用率については、水洗化率に比例して類似団体平均値より高い値で推移しているが、今後は、人口減少に伴い値の低下が予測される。

④企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値より低いのは、面整備がほぼ終了しているためであるが、今後は施設の老朽化に伴う更新等により、値が上がる事が予測される。

⑧水洗化率については、100%を目指し、更なる接続の推進に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

現在、終末処理場は1箇所あり、供用開始以来、25年を経過している。管路施設は、耐用年数50年を以てストックマネジメント計画を策定し、順次更新を実施していく必要がある。一方、処理施設については、機械設備等の耐用年数の大半が15年～20年であることから、ストックマネジメント計画を策定し、宮崎浄化センターの機器更新を実施していく必要がある。

全体総括

施設の整備はほぼ終了しており、施設の維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率よい事業運営を考えていく必要がある。

今後は、長期的視野に基づき、計画的に料金改定等の施策を実行していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

特環

(単位:千円, %)

区 分			年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	67,442	76,388	73,271	70,162	67,285	65,260	63,722	64,142	63,202	61,722	60,403	58,985	
		(1) 営 業 収 益 (B)	45,088	57,440	57,685	57,165	56,775	56,475	55,955	55,795	55,275	55,085	54,895	54,615	
		ア 料 金 収 入	45,083	57,435	57,680	57,160	56,770	56,470	55,950	55,790	55,270	55,080	54,890	54,610	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		(2) 営 業 外 収 益	22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370	
		ア 他 会 計 繰 入 金	22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370	
		イ そ の 他													
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	54,123	73,678	66,793	67,501	64,901	63,063	61,932	62,399	61,866	60,463	59,221	57,970	
		(1) 営 業 費 用	31,769	54,730	51,207	54,504	54,391	54,278	54,165	54,052	53,939	53,826	53,713	53,600	
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	31,769	54,730	51,207	54,504	54,391	54,278	54,165	54,052	53,939	53,826	53,713	53,600	
		(2) 営 業 外 費 用	22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370	
		ア 支 払 利 息	22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			13,319	2,710	6,478	2,661	2,384	2,197	1,790	1,743	1,336	1,259	1,182	1,015	
資 本 的 収 支	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	74,917	85,536	81,294	97,220	79,575	80,700	213,095	113,040	43,350	42,350	39,350	35,350	
		(1) 地 方 債			500	13,900	8,600	17,100	82,300	32,900					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	74,567	84,136	78,271	69,000	62,000	46,000	41,000	41,000	43,000	42,000	39,000	35,000	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			500	13,970	8,625	17,250	89,445	38,790					
		(6) 工 事 負 担 金	350	1,400	2,023	350	350	350	350	350	350	350	350	350	
	(7) そ の 他														
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	88,233	88,201	88,154	101,138	82,161	82,441	214,612	115,186	44,364	43,349	41,350	36,063	
		(1) 建 設 改 良 費	573	676	6,400	28,140	22,450	34,600	172,000	71,900					
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	87,660	87,525	81,754	72,998	59,711	47,841	42,612	43,286	44,364	43,349	41,350	36,063	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 13,316	△ 2,665	△ 6,860	△ 3,918	△ 2,586	△ 1,741	△ 1,517	△ 2,146	△ 1,014	△ 999	△ 2,000

投資・財政計画
(収支計画)

特環

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	3	45	△ 382	△ 1,257	△ 202	456	273	△ 403	322	260	△ 818	302
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	2,966	2,969	3,014	2,632	1,375	1,173	1,629	1,902	1,499	1,821	2,081	1,263
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,969	3,014	2,632	1,375	1,173	1,629	1,902	1,499	1,821	2,081	1,263	1,565
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	2,969	3,014	2,632	1,375	1,173	1,629	1,902	1,499	1,821	2,081	1,263	1,565
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	48	47	49	50	54	59	61	61	59	59	60	63
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	45,088	57,440	57,685	57,165	56,775	56,475	55,955	55,795	55,275	55,085	54,895	54,615
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	683,997	596,473	514,753	441,755	395,944	356,703	331,191	370,206	408,742	365,393	324,043	395,980

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分		22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370
うち基準内繰入金		22,354	18,948	15,586	12,997	10,510	8,785	7,767	8,347	7,927	6,637	5,508	4,370
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分		74,567	84,136	78,271	69,000	62,000	46,000	41,000	41,000	43,000	42,000	39,000	35,000
うち基準内繰入金		9,771	10,141	10,352	9,753	7,313	4,895	4,235	4,259	4,330	4,401	4,472	4,543
うち基準外繰入金		64,796	73,995	67,919	59,247	54,687	41,105	36,765	36,741	38,670	37,599	34,528	30,457
合 計		96,921	103,084	93,857	81,997	72,510	54,785	48,767	49,347	50,927	48,637	44,508	39,370